

第十六回 参議院大蔵委員会會議録第十五号

(三二二)

昭和二十八年七月九日(木曜日)午後一時四十八分開会

委員の異動

七月九日委員成瀬賢治君辞任につき、その補欠として矢嶋三義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君

理事

西川甚五郎君
小林 政夫君
森下 政一君

委員

岡崎 眞一君
藤野 繁雄君
土田國太郎君
前田 久吉君
三木與吉郎君
平林 太一君

政府委員

日本専売公 今泉 兼寛君
社監理官

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員

説明員

大蔵省管財局 岩動 道行君
閉鎖機關課長
日本専売公 西川 三次君
社監理部長

本日の會議に付した事件

○閉鎖機關令の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○塩業組合法案(内閣送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより第

十五回の大蔵委員会を開会いたしました。

閉鎖機關令の一部を改正する法律案、予備審査について内容の説明を聴取いたします。岩動閉鎖機關課長。

○説明員(岩動道行君) 閉鎖機關令の改正令を用意いたしましたのであります。

が、この閉鎖機關は、昭和二十年に總司令部の要求に基きまして、千八百八十八機關が閉鎖機關に指定をいたされまして、その後大蔵大臣の監督の下に、特殊清算人によりまして特殊清算が爾來引続き行われて参つたのであります。が、最近の状況は、その千八百八十八機關の内八百四十四機關が清算を終了し、或いは指定の解除をいたしまして、現在清算の終了をやる必要のあるものは二百四十四機關となつております。これらの残存機關につきましても、すでにその清算の状況は大体最終の段階に到達して来ております。更に又昭和後の日本の状況に基きまして、いろいろと改正を要する点もありまして、早急に閉鎖機關の終了を進めるといふ必要を生じて参りましたので、ここにこの改正令を提案いたしましたわけでありま

す。

大抵改正の要点は、先ず第一に戦時中主として外地で活動しておりました在外活動閉鎖機關は、現在の法例におきましては、社債及び残余財産の処分が禁止されておりますが、これを改めまして、在外負債の総額が在外資産の総額を超える額、それから政令で定める金額を留保いたしますれば、社債及び残余財産の処分も認める。そして閉

鎖機關の指定も解除することができるといふ点を改正の一つの要点にいたしております。それから株式会社でありますところの閉鎖機關が、指定を解除されました場合には、現行法では商法の規定に従ひまして、清算を終了する建前になっておりますが、この点を改正いたしましたして、株主總會の議決があれば、もとの会社を復活することもできる規定を設けてございます。第三番

目は、閉鎖機關の株主が新しくその閉鎖機關の残された財産を以て会社を作らうという希望を持つております場合は、一定の條件の下に、新しい会社を設立するという道も開いたわけでございます。これらの改正の要点に従ひまして、関係の法令に関する多少の條文整理等をいたしておりますのでございます。改正の條文につきまして若干順を逐いまして御説明申上げてみたいと思ひます。

改正の第十九條におきましては、従来の在外活動閉鎖機關、或いは在外債務を持つておる閉鎖機關におきましては、残余財産の処分についての制限があつたのを、この度の第十九條におきまして、在外債務が在外資産を超える場合にはその差額と、更に政令で定める一定の金額を留保した場合に、残余財産の処分ができるというふうに規定をいたしております。但しその政令で定める金額は、在外債務の総額を超えることはできないという制限規定を設けてございます。

第十九條の三以降は、会社を新たに設立する場合の規定でございます。

第十九條の三におきましては、会社の設立をする場合の申立権者が誰であるかという点を先ず第一に規定いたしております。これはその閉鎖機關の株主の十分の一以上が、新たに会社を作りたいという申立をした場合には、これを特殊清算人に申出しまして、特殊清算人はこれを取次いで、大蔵大臣のところに承認を求める、こういうことになつております。この場合に、新しい会社を作る條件をいたしまして、第十九條に規定されたと同じように、在外債務がありまゝ場合には、在外債務が在外資産の総額を超える場合にはその差額と、更に政令で定める金額を加えたものを留保する。そういうものがない場合でも政令で定める金額があれば、それを留保したあとでなければいけない。その残つた財産を以て新しい会社を作る基礎とするという規定をいたしておるわけでありまして、この特殊清算人に対する株主の新社設立の申立は、文書を以てしなければならぬ。このための申立の事項等について規定が最後のほうに設けてござい

ます。

第十九條の四におきましては、新会社の設立の計画案の作成に関する規定が設けられておりますが、特殊清算人は前條によりまして申立があつた場合には、それを直ちに大蔵大臣に報告して、その承認を求めなければならぬことになつております。

そこで、特殊清算人は、大蔵大臣の承認を受けた場合には、直ちに新しい会社の設立計画案、ここでは計画案

と申しておりますが、その計画案を作成いたしましたして、そうして株主總會の決議を経るということにいたしてあります。第三項におきましては、その計画案に記載すべき事項を規定いたしておりますが、これは商法におきましてこの会社の設立の場合に要求される事項と大体同じでございますが、ただ新しい、この新しく作られる会社が、その前身が閉鎖機關であつて、そうして在外債務等を持つておるような場合がございまして、その点に關して若干の特別な事項の記載も要求いたしております。

第十九條の五におきましては、特殊清算人が株主總會の決議を求めるための手続の規定を設けてあります。この場合に、株主總會を本部以外の場所において開催するという定款を持つておる場合には、これは現在外地において開催することは事実上不可能なことでありますので、それを本邦内において開くことができるという特例を設け、定款或いは法令の規定にかかわらずにそういうことができるという規定を設けてあります。それから株主總會の招集の場合におきましては、商法の規定に準じまして、公告をして行くという規定をいたしてあります。第四項におきましては、決議の方法を規定いたしておるのでありますが、これは旧会社の発行済株式の総数の二分の一以上の議決があればよろしいということにいたしてあります。会社の設立に當りましては、これは極めて重要な事柄でありますので、本来ならば商法の規定い

たしますところの特別決議の方法で、もつと厳格にやるべきところでありますが、この場合、閉鎖機関におきましては、いろいろ特殊事情もございまして、できるだけ簡便に新しい会社法ができるように考慮いたしまして、ここで二分の一というふうに、若干の要件を緩和した規定にいたしております。

第十九條の六におきましては、認可の申請を大蔵大臣にすべきことを特殊清算人に要求いたしております。

第十九條の七におきましては、特殊清算人がこの認可の申請をした場合には、閉鎖機関に関する利害関係人の異議の申立てを一定期間できるようにしなければならぬという規定を設けてございます。

第十九條の八は計画の認可に関する規定でございますが、大蔵大臣は特殊清算人から認可の申請があつた場合には、その計画が法律の規定に違反してないか、或いはその計画が公正であり、そうして実行も可能であるというものであれば、これを許可するという建前をとつております。この場合異議の申立てをその前に行なつておりますので、若し異議の申立があつた場合には、その異議の申立に対する保護をいたすために弁済をするか、或いは一定の條件の下に受益者に対する弁済を受けさせることを目的とした信託を行うとかいつたようなことで、異議の申立に対する保護をすべき規定を設けてございます。

十九條の九におきましては、決定の計画ができしなれば、これを公告すべきことを規定しております。特殊清算人が決定計画の実行前に

きまして、何か事情の変化によりまして修正をする必要があるという場合には、大蔵大臣に修正の認可を申請して、実情に適したものにその計画案を修正する道を開いております。これが十九條の十でございます。

その次の十九條の十一におきましては、新会社の設立の手続でございますが、これは發起人の職務は特殊清算人が行うという規定にいたしております。

それから新会社の創立總會におきましては、決定計画に定めておることと反した決議はできないという規定にいたしております。これは株主の意見を参酌しながら特殊清算人が計画を立て、更に大蔵大臣の認可を得てやつて参りましたことでもありますので、更に創立總會においてこれと異つた決議をされるということはその計画の実行性等にも相当影響を及ぼすこととあり得るので、決定計画と異つた決議をすることはできないというふうに制限をいたしております。

その次に登記の規定でございますが、更に十九條の十四におきましては、新会社ができた場合には、その成立の時にございまして他の法令の規定等にかかわらず、そのまま閉鎖機関の権利義務がそつくり直ちに新会社の株主に移るという規定を設けております。新会社が成立いたしますれば閉鎖機関の特殊清算事務は終了する。そしてその旨を清算人は大蔵大臣に報告するといふ規定を設けてございます。

それから十九條の十七におきましては、決定計画の実行に關して、その後の情勢の変化等によりましてその実行が極めて困難であるというふうな見通

しがはつきりいたして参りました場合には、特殊清算人或いは利害関係人の申立によりまして、その設立の手続の廃止を大蔵大臣は命ずることができるようになつております。その場合には直ちに従来の清算手続が開始されるという注意規定が第十九條の十八に規定にいたしております。

以下十九條の二十一から二十五までは、以上の改正の要点に伴いますところの條文の整理でございますので、説明を省略して頂きます。

それから十九條の十九におきましては、設立の費用の負担に関する規定が設けてございまして、新会社ができた場合には、その新会社、新会社ができた場合になつた場合には閉鎖機関の清算事務費の中で負担するという規定を設けてございます。

その次の十九條の二十は、これは新しい会社ができた場合に、その会社の株主の關係で独占禁止法の株式の所有制限に関する規定に抵触する場合があり得るのでありますが、これは現在の法令におきましては、ボツダム政令に属する場合には、一応そのまま許されることになつておりますが、現実にはこのようないふことがありますが、経済民主化の線にもとるといふことになりまして、その取得した日から二カ月間は例外的にその株の所有を認めますけれども、二カ月たつたならばこれを放さなければならぬという規定を設けて、独占禁止法の一般的な規定の趣旨に副うようにいたしてございませう。その場合に二カ月でその株式の処分等ができないという特殊事情もあることを考慮いたしまして、その場合には公正取引委員会の認可を経て更に二カ月以上所有することができ。但し公正取引委員会の認可の條件として、できるだけ早く処分しなければならぬといふ條件を付けるようにいた

して、独占禁止法の趣旨にできるだけ副うような措置を講ずることにいたしております。

それから第二十條の八におきましては、冒頭に申し上げましたように、会社の復活に関する規定を設けてございませう。それから会社を復活いたしました場合に、その課税に関する事業年度の区分につきましては第二十四條の三に規定を設けて、これを三つの期間に分けて整理をするといふことにいたしております。第一が、指定があつた日の属する事業年度開始の日から、指定のあつた日までが一つの期間、第二がその指定のあつた日の翌日から会社の継続を決議した日までの期間が第二の事業年度として、それからそれ以後

決議の日の翌日からその会社の事業年度の終了の日までが第三の事業年度といふことにいたして、課税上の年度区分を簡便にいたすことに規定をいたしております。第二項におきましては六カ月ごとに中間申告をいたすことになつておりますのを省略する規定でございます。

以上で大体今回の改正の要点を概略申し上げたわけですが、今回の改正は在外債務を持つておる場合の清算を如何にするかという点に中心がございましたので、そうしてその場合に留保財産を必ずとつておかなければいけないという規定になつております。そこで最後にこの留保財産の処理をどうするかという問題が残るわけでございませうが、これは対外關係等によりまして早急にこれを決めて、今日この処分方法をどうするといふこともできない状況にございませうので、これは別に法律で定めて、その方法をきめるということにいたしてあります。以下關係法令の條文整理等について申し上げます。特に實質的な点について一点申し上げますと、特定在外活動閉鎖機関等の引当財産の管理に關する政令というののございませうが、その第六條におきまして、従来引当財産につきましては、これを日本銀行に預入するか、或いは寄託をするといふことになつておりましたが、それでは折角残された財産の活用が十分でないといふので、今回はこれをもう少し広く運用できるように方法に改めたいという点で、その管理の方法につきましては大蔵大臣の認可を受けて、その引当財産の活用を図るというふうに改正をいたしたいという規定でございます。

以上甚だ簡単でございすが、御説明申上げました。

○委員長(大矢半次郎君) 質疑を願います。

○小林政夫君 先ず第十九條の、ちよつといふたので、或いは逐條説明の時にお述べになつたと思ひますが、政令で一定の金額を定めるといふのはどういふ趣旨で、丁度在外債務に見合う資産にプラスして、政令で全部定めるといふのは、どういふ方法でその金額を算出するの。

○説明員(岩動道行君) その点につきましては、本来でありますれば在外資産と、在外負債と比べて、その差額があれば、債務のほうが多ければ、その債務に相当する部分だけを残してやれば宜しいといふことが言えると思ひますが、今日の状況におきましては、在外資産の状況がまだ正確に把握されてないといふ事情、又仮にそれが正確に把握されても、それがどのように国外において処分されておるかといふ点も明白になつておりません。又為替レートの関係、或いは資産そのものの評価の問題等につきましても、いろいろ今後研究を要する点、検討を要する点もございしますので、そのような点を十分検討した上で、在外債務が在外資産だけを引当てにしておけば十分であるかどうかといふ見当をつけまして、若しそれで不十分であるといふような場合に、ここでもう一な條件、事情を考慮して、一定の金額を定めて行きたい。それによつて在外債務の支払いに對して遺憾なきを期したいといふ気持ちでこの規定を設けたのであります。

○小林政夫君 そういふ気持ち、抽象的

な説明はわかつてゐる、読めば大体そういうことだろうと見当はつくのですけれども、いやしくもあなたの方で定めると、一定のこれ／＼の金額を積立てるといふのは、計算の基準がなぐちやならない、それでは在外債務に見合う在外資産の不足分だけでなしに、それにプラスアルファを加えるといふのは、一体何割増しというように見るのか、併しまあそう簡単にも行かないから、何か一定の基準がなくちやならない、その都度各閉鎖機関ごとに、内容を検討して一々指示をする、こういうことですか。

○説明員(岩動道行君) その点は抽象的な包括的な規定が設けられれば一番よろしいわけにございすが、これも相手のあることで、在外資産のある国等によりましていろいろ事情が異なつて参りますので、或いは地域ごとくきめて参ります。一つの仕方と存じますが、場合によつては只今お示しのうちに、個々の機関についてそれ／＼きめて行くといふ場合も起つて来るかと思ひます。ただその場合に最高額を、この十九條の別の項で、在外債務の総額までしかやらないといふ最高限度は、ここではつきりきめてゐるわけでありまして。

○土田國太郎君 この閉鎖機関の業務の運営について、ちよつとお伺ひいたしたいのでございすが、昭和二十年に大体開始されました現在に及んでおつて、その報告を見ますと、四百七十三が未決であるといふふうに承してゐるのでありますが、私も曾つて、今もこの表の中に出ておりますが、閉鎖機関を指定された時分があつたのであります。非常に我々の経験いたし

ておりますところでは、事務の取扱が非常に遅れがちで、関係者一同は迷惑しておつたことは事実でありまして、特に臨時的な官庁である関係もありましようが、職員諸君がもうなかなか我が方がお願いに行きまして、承知しましたとは言つておるのですが、なかなか仕事をやつてくれない。極端な例は、すでに事務が完了して小切手を書くばかりになつてから、二月も三月も小切手一枚で時間を費やされるという極端な例であります。そういうようなことも私も聞いておりますが、し、又現在はどうか知りませんが、先般職員がストの態度で、我々が行つて何とか話をつけようといつたしまして、も、相手になつてくれんといふような状況で、国民はこれは非常に迷惑いたしておるんでございすが、それとまあ時間がかりますれば、その閉鎖機関は経費の分担を命ぜられてありますから、資本金をどん／＼食われてしまふといふような状態であつたのでございすが、現在におきまます事務の實際の状態はどうであるか。それから一番多い時の職員数はどうか、それから又現在の職員数はどうか、それから又大体この職員がサボをするといふ原因はどこにあつたのか、なおこの事務は、大体一緒に努力させて職員を勵まして、いつ頃までに大体完了できるものであるかと、これは皆聞きたるもので、その点を一つ簡潔にお伺ひいたしたいと思ひます。

○説明員(岩動道行君) 只今閉鎖機関事務所の仕事のやり方についてお話しがございしましたが、私どもも多少そういうことを耳にいたしてございまして、

監督の立場上できるだけ懇切丁寧に迅速に片付けるようにといふことを心掛けて注意をいたしておりますが、なお一層今後そういう点には留意いたして参りたいと思ひます。

現在の職員数は、四百五十六人でございまして、それで現在残つております閉鎖機関の数は二百四十四になつておりました。このうちすでに閉鎖機関の清算事務所の手を離れて大蔵省のほうまで認可申請を持つて来ておるといふものもございまして、清算事務所で現在扱つておりますのが二百七になつております。従いまして三十七というものは大蔵省のほうに参つておりますので、これは大蔵省におきまして、資料、書類等十分検査して間違いないといふ確認がつけば、これはもう早急に解決がつく問題でありますので、これはもう済んだもの当然と申上げてよろしいかと思ひます。

それから二百七につきましては、只今事務の進捗計画を樹立いたしましたし、大体二十九年度の三月末には數機關を残して清算を終了するという事務の進捗計画を樹立いたしております。これに伴ひまして、この職員も相當數時期の進行につれ減員をして参るといふ計画で進んでおります。ただこの幾つか残る機關と申しますが、例えば正金銀行でありますとか、或いは公益當團でありますとか、そういう特殊な債權債務の關係を持つておる在外關係の多いところ、或いは公益當團のように特殊な問題を持つてゐるところといふものは、これは年度内に完了するといふことは多少困難であらう、翌年度まで持ち越すのではないかといふ予想をいたしておりますが、先ずこの二百七

機關の内の大部分は二十八年度中に終了するといふ見込で現在進めております。

○土田國太郎君 お返事は要りませんが、全くこれは國民が一日も早く完了を要望しておりますので、折角一つ御機嫌願ひまして早く御完了願ひたいと思ひます。私どももまあこの中に入つておりますが、實際あとの始末に困つておるような状況でございまして、どうぞその点然るべくお願いいたしたいと思ひます。

○小林政夫君 在外債務と、それから留保財産、新しい会社を作るにしても、作つた場合におけるその経理ですか、經理上の処置はどういふふうになつてゐるのですか。

○説明員(岩動道行君) 在外財産を……会社を新しく作つた場合でございしますか。

○小林政夫君 そうです。

○説明員(岩動道行君) 新しく会社ができましての場合におきましては、当然新しい株主が自主的にそれを運営することになりますので、政府の監督等は当然離れて、完全に一般の会社と同じような活動をいたすことになりま

す。

○小林政夫君 そうすると、ただこの法律によつて留保財産についての指示をするだけであつて、在外債務及びそれから留保財産を含んだものが、新会社の資産、負債という内容に載るわけですね。

機関のものであるという法律上の建前になつております。

○小林政夫君 私も法律を讀んで思うつたんだけれども、あなたの先ほどの説明では、新株主が新会社を適當に管理するのだという説明を聞かされて、今重ねて聞いたような疑問が起るわけですね。そうすると、閉鎖機関に残るのは、一休今までの株主に対して、新株主を与えるというふうなのは、この新会社設立計画案、この新会社設立計画案の内容で、従来の株主には、どれだけの額面の株をどれだけやる、こういうことが計画案の内容になるということであると思ひます。その在外債務と、そして留保財産というものが、完全に清算ができた際において万一差額があるというふうな場合においては、国庫の収入になる。こういうふうに理解してよろしいのですか。

○説明員(岩動道行君) 留保財産が清算をされました、更に追いかけて債務を払わなければならないという場合も起り得ると思ひます。又逆に財産が余つたという場合も考えられるわけでございます。その場合に、その留保財産の処理をどうするかというところは、この法律では何らきめてございません。別に法律で定めるということになつてございますが、私は、これは當然従来の株主が権利を主張し得るものであると思ひますので、この設立の計画案を作成する場合に、その計画案の記載事項の中に、何かその点に關しても一項謳つておくということも一つの方法ではないかと考へてゐるわけでありませう。従いまして、第十九條の四の三項に、記載事項を列記いたしてございませうが、その一番最後の号に、十一と

いたしまして「その他必要な事項」という号を書いてございませうが、この辺で、或いは留保財産に關する株主の希望なり、何かを規定すると書いておくということも可能ではないかと、ううに考へてゐるわけでありませう。

○小林政夫君 そうすると、今の質問の最初の第一点である設立計画で、從來新しい会社の株を与えるという場合においては、当然今の留保財産は除外した、在外負債、在外資産及びその留保財産というものを除外した残りの資産でもつて、その会社の資産評価をする、こういうことになりませう。それで今の説明で、その他必要な事項へ新会社の株主の希望を表示しただけで、今度別に法律を制定する時に、はつきりその株主の希望が受入れられることになるかどうか、多少疑問が残ると思ひます。すでに閉鎖機関の整備の方法としては、従来の政府出資が半額、民間出資が半額というふうなものについて、民間出資に対しては一応の払戻しをして、相当含み資産等があつた場合は、全部国家に帰属しているというふうな事例もある。時の政府のやり方によつては全部取上げられる。株主は希望を表示したけれども、あなたは今そういう氣持を持つておられるが、これからできる政府の運用によつては必ずしもそう行かぬことがある。前の政府の整備計画等の場合において、第二勘定を設けて、新会社に第二勘定を設けるといふ方法が一番今の問題について、新会社の株主のそういう問題についての主張を活かし得る、こう考へるのですか、それは如何でしょうか。

○説明員(岩動道行君) この新会社を作る場合に、在外債務、資産關係を全

然切離して、留保財産をとつたあとにきれいな財産だけで作るという規定にいたしました趣旨は、結局この在外資産關係のことは將來どのようになるかということが非常不安定な状態におかれておりますので、そのような不安定な要素を新しい会社に持込んで行くというところは、折角作りました会社が又非常に不安定な要素を含んで出発する、という結果になりますので、できるだけそういう不安定な要素はなくして、きれいな純粋な財産で活動ができるようにしたいという趣旨でございませう。

○小林政夫君 これは見解の相違といふことになるかも知れませんが、いやしくも新会社を作つてやつて行けるといふ会社であれば、今の或る程度のリザーブを見て在外債務と在外資産との

丁度差額だけでなしに、それにアローアンスを加えて、或る程度の余分に資産を留保しておくという措置をとるのには、この新会社がそういうものを引継いでも、そう不確定要素じゃない。而も棚上勘定で第二勘定というふうなことでやつておけば、決してそれが充足する新会社の足手まといになるべき性質のものではない。むしろあなたの今おつしやつたその新会社に、悪いケースで案外負債が多くなつてとても新会社が背負い切れないというふうな事態が発生したときに、何か政府は救済の手を法律によつて打てばいいので、もうこの段階において、このような閉鎖機関というふうな立場において、国がそういう清算事務まで援手が必要はなからうと思ふのです。先ほど土田委員から話があつたように、非常にあなたのほうの活動がスローであるといふことは皆認めることなんで、もつとスピードアップにやるといふようなことから言つても、少くとも新会社として充足するような状態にある今までの閉鎖機関については、その爾余の清算は新会社の当事者に委して置くほうが、スムーズに又敏活にそういう調整ができればならないかということなんです。

○説明員(岩動道行君) その点は御説誠に御尤な点もございませうが、殊にこの在外資産、在外負債を特別に余計持つております地域は、現在の閉鎖機関におきましては特に臺灣、朝鮮といふような地域になつてゐるのでございまして、この兩國との關係におきましては、平和條約の規定によりまして、それそれ在外資産、負債は特別取決めを

やつて行くという建前になつております。そこでこれが外交交渉においてどのような結果を生み出して来るか、その辺につきましてはまだ私も何ら見通しを受けていないので、できるだけそういう要素を、どのようにきめられても差支えないといふところまで持つて行きたいと思ひておりますが、併しこれも相手のある交渉でございませうので、どのような結果になるかも知れません。殊に朝鮮銀行とか臺灣銀行といふたようなものにつきましては、相當の国内資産もございませうが、これは債券銀行であつたといふような特殊な立場にもございませう。この特別取決めに我々としては見通し難になつてゐるわけでありませうので、そういう影響は新しい会社にできるだけ波及させないようにする。そうして將來においてこれがうまく資産として残りが出た場合には、当然新会社の前身である閉鎖機関のものでございませうので、新たに法律を定める場合には、その点は十分考慮して新会社に行き得るようなことも十分考へられることだと考へております。

○小林政夫君 それじゃ抽象的に話してもしょうがないから、この資料としてもらつたリストについて、この法律改正によつて第二会社を作ろうといふのはどれとどれとどれですか。

○説明員(岩動道行君) これは法律が現実に通つてみまないと、それらの株主等がどのような態度に出て来るか、はつきりいたさないの、ほんのこれは現在までの清算の進行過程において、在外財産があつたから一つ何か

やりたいというような気持を持つてい
ると思われようなど、ところを多少拾つ
て見たものがございまして、これは
極めて仮定のごときでございまして、
で、そういうお含みの上でお聞き頂
きたいと思つてます。

指定解除を申請したいという機関は
約十七くらいございまして、それから
社を作りたいというような希望が約十
四ございまして、これも今後の清算の
過程において果して残余財産が十分に
出るか出ないかというふうな問題もご
ざいまして、不確定ではございまして
が、一応相当の残余財産が残つたら作
つてみようかというふうなこと、或い
は作れるかも知れないというふうな見
通しのものが約十四あります。

○委員長(大矢半次郎君) 速記を止め
て下さい。

【速記中止】

○委員長(大矢半次郎君) それでは速
記をつけて下さい。

○小林政夫君 直接この法案には関係
ありませんが、先ほどちよつと質疑の
際に引例をした、政府が出資してい
る、或いは民間も出資している、阿方
折半出資、この閉鎖機関の中にそうい
うものもある。その清算方法です
が、いわゆる清算所得が全部政府のも
のになる、こういうやり方は少し酷じ
やないかと思う。例えば折半出資とし
た場合には半分が政府のものになるの
はいいですが、あとの半分は清算配当
をやるべきである。こういう意見が相
当その関係者からはあるのですが、そ
の点についてはどういうふうにお考え
ですか。

○説明員(岩動道行君) それ／＼の閉
鎖機関によつておりますところの根拠

法令によつてその残余財産の分配に関
する規定がござつておりますれば、そ
れに従つてやるわけでございます。又
その根拠法令が現在なくなつておりま
す場合には、これは／＼／＼な場合が
あると存じますが、やはり出資者のそ
の出資に應じた公平な配分を考慮すべ
きではないかというふうな考へており
ます。従いまして、政府出資と民間出
資が半分ずつあつたというふうな場合
には、やはり残余財産のうち半額は
政府に帰属し、その残りは当然出資者
のほうに配分される公平な清算の配分
をやるべきであるというふうな考へて
おります。

○小林政夫君 これは都合で速記をつ
けなくてもいいわけですが、中央食糧
営団はどうなつておりますか。

○説明員(岩動道行君) これにつきま
しては残余財産もありませんので、現在
関係者とその配分をどうするかという
ようなことも／＼／＼協議中ではござい
ます。併し一方におきまして指定の解
除をして別の会社を作るといふような
考へ方もなきにしも非ずでございま
すので、その辺をどういふふうにした
まするか、残余財産を全部分配するか、
或いは残つたものを一つにまとめてそ
れを活用して別な新しいものを作る
か、その辺は只今関係当局とも相談し
て研究をいたしておる最中ではござい
ます。

○小林政夫君 その残余財産を分配す
る際には、先ほどおつしやつた出資者
に対して公平に分けるという原則は堅
持されるわけですね。

○説明員(岩動道行君) 法令に特別の
定めがなければそうするべきであると
考へております。

○小林政夫君 だから法令に特別の定
めがあるのかないのか、この中央食糧
営団については……。

○説明員(岩動道行君) 只今資料が不
足しておりますので、後ほど調べて御
報告いたします。

○森下政一君 この改正が行われた
ら、株主総会の決議によつて会社が復
活するとか、或いは新会社を残余財産
を以て設立の道が開けるといふこと
になるわけですが、見直しとしてはそ
ういふものがかなりあるのか、どのくら
いの数に上るか、何か見直しを持つて
おられるのか、恐らくそういうふう
な見直しがあるとか、或いは要請が
あつてこういう改正をしようとする
のではないかと思つてますが、その辺は
どうですか。

○説明員(岩動道行君) この点につき
ましては先ほどちよつと申し上げたの
であります、全然ないわけではあり
ませんが、相当のものが残余財産を生
じて、そうして指定解除をする。或い
は新しい会社を作るといふような計
画を持つております。或いはこの法律
が通つたら一つそうやつてみようとい
うような希望を持つていらっしゃるも
当でございます。

○森下政一君 それは恐らくそういう
ふうな申入れが当局にあつてゐるの
だと思つてますが、どのくらいの数が……。

○説明員(岩動道行君) これは極めて
単純な見込みでありまして、一つの希
望といったようなものも入つた推定の
数字でございまして、指定解除の申請
が見込まれるような機関は十七ござい
ます。それから新しい会社を設立し
てみようかというふうな希望或いは計
画を持つてゐると見込まれる機関が十

四ございまして。

○委員長(大矢半次郎君) 本案に対す
る質疑は本日はこの程度にとどめま
す。

○委員長(大矢半次郎君) 次に塩業組
合法案を議題といたしまして、質疑を
願ひます。

○小林政夫君 塩業組合ですね、団体
協約ができるという規定があります
ね、塩業組合は。それは一体どうい
うことなんですか。私の想像するところ
では、塩業従業者、企業者の組合であ
る組合が企業者を代表して、個々の塩
業者は非常に使用人員が少ない。そこ
でその従業者が連合して労働組合を結
成しておる事例がある。その労働組合
とその塩業組合との団体協約、労働條
件についての団体協約はいわゆる労働
組合法による団体協約と、こう解して
よいわけですか。

○政府委員(今泉兼寛君) これは組合
員で、塩業組合を結成するわけでは
ありませんが、その組合員のために、組合
が例えば石炭の運送契約というふうな
場合において、そういう石炭業者あ
たりとこの組合員に代つて団体協約を
締結する、こういう場合を大体予想
しておるのでございまして、対内的
に、その組合と組合の構成員との間に
こういう団体協約というものを予定
いたしておるのではありません。

○小林政夫君 それならばわかるので
すが、団体協約の第八條の第六項です
ね、「その違反する契約の部分は、そ
の団体協約の内容に従つて契約したも
のとみなす。」というところは言えな
いだろうか。このように思つたので
すけれども、今のような運送契約等の

場合においてもこれだけの強いことが
言えますか。労働協約だつたら問題外
で、絶対にできやしないと思つて
が、運送契約の場合においてもこうい
う強制的なことができませんか。

○政府委員(今泉兼寛君) この六号の
場合には、中小企業協同組合法のほう
にもございまして、大体それを引継い
でこちらへも規定しているわけでは
ございまして、まあ中小企業協同組合にお
いてもこういうことができないなら
ば、塩業組合においてもできないこと
はなからう、多少強制的なあれはござ
いまして、そういう趣旨で書いてあ
るわけではございまして。

○小林政夫君 これは実行確実ならし
めようと思つて、万一この協約に従わ
ないという場合には除名をし、
同時に除名するといふことは塩業をや
めさせるといふようなところまでやる
つもりで、これは実行できないと思
うのですが、その点はそのくらいの肚
を以てこれは計算しているのですか。
今の御説明ですと、ほかの法律にもあ
るのだからお願いしたのだという程度
じゃ、なか／＼実行できないだらうと
思ふ。

○政府委員(今泉兼寛君) 除名の場
合、もう製塩業者たることをやめさせ
るまでは、そこまでは考へておりませ
ん。

○小林政夫君 これは罰則の適用はあ
るのですかね。「みなす」というので
すから、これは一方的ですから……。

○政府委員(今泉兼寛君) 無効になる
だけで、ほかの罰則の適用はございま
せん。

○藤野繁雄君 昭和二十八年年度の塩の
需給計画表によつて見ますと、合計

が三百三十万トンになりますね。この間の説明によると、食料塩が百万トン、工業塩が百万トン、自給が五十万トン、輸入が百万五十万トン、こういうふうな御説明のようであるが、この表と数字の異なっているところの理由はどこにありますか。

○政府委員(今泉兼寛君) この前は極くラウンド・ナンバーで申しまして、需給関係は、食料塩が大体年間百万トン、それから工業塩が大体百万トン、合計二百万トンの消費があるのだというのを申上げたつもりでございますが、ここに三百三十万トンという「受け」ということで上つておりますのは、その間初めて二十七年より「越し」という数字が九十五万八千トンほどございまして、従つて毎年持越し数量が大体百万トン近くでございます。この計において三百万トンを余り、こういう計数になつております。又従つて二十九年度への「越し」のところにもやはり九十一万七千トンと、約百万トン近くやはり翌年度に持越しになる、こういう計数になつております。

○藤野繁雄君 そうすると、百万トンの越しということは、それだけの数量がなくては、塩価の平準が保てないというふうな意味でございませうか。

○説明員(西川三次君) 需給の安定を期するには、最低限度のストックが……できればこれが多ければよいということになるわけでございまして、そういう意味合いにおきまして、これは数字的には弾力性の数字だと考えられるのでありますが、実際の需給操作をやる場合には、最小限度におきましては、食料塩については全国的に需給の操作をやるので、これは輸送機関

の便否ということも考えなければいけないが、大体抽象的に考えましても六カ月程度くらいのもものは必要で、それから工業塩につきましても、一般の工業原料と同じように、いわゆるランニング・ストックとしまして、三カ月くらいのもものは必要であるということになります。その算定からいいますれば、若干この百万トンという数字は多いというふうに考えられますが、この数字になりました沿革をお話いたしますと、御承知のように朝鮮事変の勃発後、国際情勢に鑑みまして、特に工業塩関係で原料塩の払底が予想されますので、当時化裁業者或いはソーダ・メーカーなどが挙つて、一つ思い切つて備蓄輸入をしてもいいやと、こういうような要望がございまして、それが端になつてこういつた約百万トンというふうなストックを擁するようになったのであります。そういう意味合いから百万トンのストックになつております。

なお参考のために申し上げますが、インドのごときも一時は随分食料塩に困つたやうな状態でありましたが、四、五年前でしたか、国家的に需給安定策を立てまして、二、三年かかつて約一年分ぐらゐのストックを擁するようになった。こういうやうなことを聞いておるわけでございまして、そういう点から考えまして、食料塩のごときも理想から言へば少くとも一年分ぐらゐということをお考えられます。工業塩につきましても、現在の国内生産から言いますと、国内塩に期待することは全然できないわけでございますので、而も輸入地が相当遠方から運ばなければならぬ。こういう点もございまして、工

業原料塩は三カ月がランニング・ストックとして普通に考えられておりますけれども、日本の現状からすれば、これも需給の安定を本位に考えますれば、三カ月よりも若干多いのが理想じゃないかと、かように考えるわけでありませう。

○藤野繁雄君 政府では塩の自給の限度をどのくらいとお考えであるのか。

又この法律の施行によつて現在よりも自給度が増すとお考えであるかどうか、増すとすればどのくらい増すというお考えであるか。お答え願ひしたいと思います。

○説明員(西川三次君) 大体自給の目安といたしましては、従来申上げておりましたように、食料塩が大体百万トン、工業塩としましては百万トン乃至二百二十万トン、これに對しまして国内塩が五十万トンございまして、百五十万トンから七十万トン程度を輸入することになつておりますが、これでは需給調整上不安定でございまして、国内塩の増産を図りたい、かように考へておる次第であります。この国内塩の増産につきましては、御承知のように二十五年の三月に閣議決定の線がございまして、その閣議決定の趣旨は、大体食料塩の全量百万トンを確保することが塩業政策としては理想であるわけでありまして、目先七十万トンの確保を図るべきである、こういうふうな決定の線があるわけでありませう。

そこで我々といつたしましても大体この目先七十万トンの確保を図りたいと、かように考へておる次第でありまして、今回の塩業組合法もこれの一連の施策の一つになつておるわけでありませう。

○藤野繁雄君 そういたしますと、この法律の実施せられた時、或いは本年か明年かまでで七十万トンの自給の達成ができる見通しでありますか。七十万トンの自給の確保はどのくらいの期間を要するお見込みでありますか。それを伺ひたいと思ひます。

○説明員(西川三次君) 実はこの計算につきましては、現在作業中でございます。確定のことは申上げられないのでありますけれども、我々のほうとしましては、各地方局から具体性のある計数を目下集めておるわけでありませうが、それによりますれば、大体五年くらいは計画で以て七十万トン程度の確保を図ると、こういうふうな目標で作業をいたしておる次第でありまして、現在の生産は、昨年のごときは災害関係で若干生産が低かつたのであります。四十五万トンというのでございまして、二十五万トン程度を五年くらいにかつて増産するということと考へておりますが、若し所要資産の確保ができましたらば、五年と言わずこれを三年くらいで完成したい、かように考へておる次第であります。

○藤野繁雄君 そういたしますと、この法律を実施して、且つ所要の資金の融通ができたならば三年間で七十万トンの確保ができるというふうに承知してよろしいございませうか。

○説明員(西川三次君) 大体そういうふうな目標で考へております。

○小林政夫君 前の専売法による塩業組合は預金業務を行なつておつたのです。今度はこれがはずしてあります。が、どういふ趣旨ですか。

○政府委員(今泉兼寛君) 前に塩業組合が扱つておつたのだから、今度も預金業務を扱つてもいいのではないかと、こういう内部にも議論もございまして、一応草案のときやはり預金業務を扱わせる案も出たわけでございまして、大蔵省全体として討議いたしました結果、まあ以前は以前として、現在の大蔵省の金融政策としてとつて、金融機関というものは大体もう専業でやりたい、こういう趣旨から言つて、今後新たにこういう金業務を扱わせるというものについては、専業関係に認めて兼業関係は成るべく認めないほうが適当じゃないか、こういう趣旨で今回の提案から落ちて、このうちどういふ議論もありまして、衆議院のほうでも実はそういう質問を受けたわけでございまして、まあ農業協同組合は非常に地域的にたくさんあるが、ほかの金融機関を以てしてはなかなか預金をするのに非常に不便だと、こういう特殊の事情があるために止むを得ざる例外として認めたのであつて、まあ塩業組合はそこまですういつた農業協同組合と同じやうな理由があるものとも認められないから、やはり全般のこの金融機関の許可の方法をいたしまして、大蔵省としては成るべく新規なものは専業は認めて兼業関係は認めたくない、こういう趣旨で本法案から落ちて、こういう次第でございませう。

○小林政夫君 第六十條の第四項、剰余金の積立ですが、八條の六号及び七号、こういうやうな経営及び技術の改

善向上のため必要な指導、研究、調査、或いは組合員の親睦を図る事業を行う場合は特にこういう積立をしなければならぬ。これはどういふ趣旨でそういう事業を行うためには剰余金を積立てて行かなければならぬか。こういう規定を置く必要があるわけですか。

○政府委員(今泉兼寛君) 組合の財政的な基礎をできるだけ強固にするという趣旨から、まあ準備金の制度も設けられたわけではございますが、更にやこれは永続するものと見なければならぬので、こういった繰越金の制度を設けて、できるだけ組合の財政的な基礎を少しでも強固にして行こうという趣旨に出ておまして、この二十分の一というのは一体どういふきめかたかと言いますと、これにはいろいろの議論もあつたが、余りたくさん金額を又繰越しても如何かということ、大体の目安で二十分の一以上というふうな金額が出ておる次第でございます。

○小林政夫君 それはあなたの今條文を読んで常識的な解釈をしたような説明であるのです。甚だ説明としては不十分です。そんな趣旨ではなからうと僕は思う。私もよく知らないのだけれども、なぜ余り多くしてもいけないか。二十分の一以上を翌年度に繰越さなければならぬと書いてある。もそつと研究して答弁してもらいたい。特に事業の経営及び技術の改善向上のため必要な指導、それから教育事業、そのために特に二十分の一を次年度に残さなければならぬということは、どういふわけであつたのか。

○政府委員(今泉兼寛君) 甚だこの点については確信ある答弁ができませんので……

○小林政夫君 若しできなければ次で

○政府委員(今泉兼寛君) 勉強いたし

まして、この次に又申し上げます。

○森下政一君 同じようなことですがね。資力のある組合員の出資の余地を拡げると、そうすると組合の必要とする資金の獲得が容易になる、これはよくわかるのです。そこでその組合員一人あたりの出資の限度あたりが百分の三十五、百分の三十でもなければ、百分の四十でもない。三十五と押えたのはどういふ理由かということ、それから議決権或いは役員の出資権も各一個が原則であるけれども、出資口数を加味して定款で如何ようにも定めることができる、但しその最高限度がその組合の六分の一、四分の一でもない、五分の一でもない、六分の一、これはよほど実情から考えられてこういうところに押える必要があるのではないかと、こういうことかと思ふのですが、ちよつとわからないのです、私も法文を讀んだだけでは。

○政府委員(今泉兼寛君) 從來は出資口数の最高限が百分の二十五になつておりました。これをまあ百分の三十五に上げたということは、この問題についてまあ内部にも、それから法制局で審議する際にも問題がありました。ですが、まあどの程度までに最高限押えるかというところはいろいろ問題になりましたが、結果から申しますれば、百分の二十五であつたものを百分の三十五にしたということは、増加の割合を大体一割にした、それから大体全体

のまあ三分の一程度でございますね。ということを押えたということ、それから從來二十五と少し少いからや、一割程度は増してやろうじやないか、その結果が大体三割程度に最高限がなる。こういうことで大体押えたわけでございます。

それから議決権並びに選挙権を六分の一をこえない程度ということに押えましたのは、大体二割をこえないまあ二割程度までであれば、そう多額の出資者が発言権を余りに強化した結果横暴を極めるといふようなこともなからう、二割程度で押えるのが大体適当じやないかということ、まあ六分の一という規定に大体したわけでございます。

○森下政一君 それからこれはほかの委員諸君には甚だ御迷惑のことであるかも知れませんが、何しろ塩業なんというところは甚だ縁が遠いので、全く素人で、用語からしてわからない、全くなこと、随分多いのですがね。大体説明を聞き、いろんな頂いた材料を讀んでわかるのですが、中小企業等協同組合法等によつて創立した組合ではむしろ工合が悪い。それは例えれば塩業の基礎を強固にするために、出資を余力のある者から多く求めるといふような点からもそういうことがあると思うのですが、頂いた資料の中に塩業組合と中小協同組合の比較がしてあるのですがね。その中で重点的にここなんだ、ここが中小企業協同組合のほうでは工合が悪いのだ、新たにこの法令によつて塩業組合を設けたいのは、こういうところをどういふふうにする必要があるのだというポイントを教えてくれませんか。そうすると非常によくわ

かるのです。ほかのかたはよく知つているのかも知れませんが、皆さんには御迷惑かも知れませんが、僕はわからん。そこを説明してくれるとよくわかると思うのです。何しろ塩を作るなんという仕事は私も都会に住んでる者は塩田を見ることがあつても少いし、ここに書いてある何と云ふのか、煎熱施設とか何と云ふのかは見たこともないのですから。ここがポイントだということを教えてくれませんか。

○政府委員(今泉兼寛君) 私も実は専門家でございませぬので、果して御満足の行くような答弁ができるかどうか知りませんが、本法案の一番のポイント、まあ塩業は御承知の通り採鹹といつて濃い塩水を取る作業と、それから煎熱といつて濃い塩水を更に詰めて煮詰めて塩を取る作業と二つあるわけですね。採鹹のほうはどちらかというと農業的な色彩を持つてゐる。煎熱といふ釜で煮詰める、昔は平釜で煮詰めたのですけれども、最近の釜は真空式とか加圧式とか、工業的なものになつてゐるわけですが、その二つの面があるわけですが、採鹹のほうは、最近普通の塩田のほかに流下式といふことで大分経費も安く、濃い塩水を取るといふ方式もだんだん出ておりますが、煎熱のほうは平釜で煮詰めるのと、真空式でこれを製塩するといふ設備ではえらく設備資金の点、それから効率の点で違つて来るわけですね。この煎熱設備のほうを近代化するためには非常な資本を食つて来るわけでございます。その点で今の中小企業協同組合の一人一票というよ

うな式でやつておりましたは、本當に資力のある熱意のある、いわゆる田舎で言う大旦那様が喜んで自分の資金を全部これに投入して、大規模な煎熱設備をやるということに非常に躊躇があるわけでございます。そこで今後こういった平釜式を真空式なり加圧式に変えて行くには近代化的な工業設備が必要であり、それには莫大なる資本が必要。これは御承知の通り一面政府では農林漁業金融公庫から融資をいたしまして、かなりの融資は見ておりますが、それだけでは到底先ほど申し上げました五年間に七十万トンに更に増産するという目的を達することには足りませんので、どうしても内部的な自己資本のある、こういった熱意のある組合員が本當にもう全財産を投げ出してこれに投資すると、こういったあれがありまじやんと、この五十年間計画、殊に近代化的な煎熱設備に変えるということが不可能であります。そこでこういった資力のある熱意のある者も喜んで自己資本をこれに投入するようになつたに変わつて行きたい。それには今の中小企業協同組合では一人一票というふうな式でございまして、幾ら資本を投下してもそれに応ずるだけの発言権もない、又更に利益金の配分等においてもどちらかというところ、内部資本の蓄積もできない、こういうことに相成りますので、こういった資本力のある熱意のあるこの塩業者を総動員して、この五十年計画を達成するというその必要性から生れたのがこの本法案の一番の眼点でございます。従つて先に申上げました、從來の出資口数を制

限して百分の二十五でやつておつたのを百分の三十五に改める。それにつれて従来の一入一票という發言権を六分の一まで發言権を持たして行く。こういうのが改正の眼点でございます。それに合はして従来地方組織があつたのでありますけれども、全国的な組織として法人格を与えて技術面の指導、或いは有無相通して資金の融通その他をやる、或いは中央との連絡調整をやるといったような、法人格を持つた連合会というものがなかつたわけでございます。これを今度全国的には中央会というようにいたしまして、これに法人格を持たして強固な組織にいたしまして、一面内部的な連繫を密にすると共に、専ら公杜乃至政府機關との連繫も密にして、必要な資金、それから必要な技術の指導に当らせよう。こういった仕組みが今度の塩業組合法の一番の眼点でございます。それが重点かと申しますと、今言つたように、やはり資金を持つた人の熱意を最高度まで発揚させよう。それには今の中小企業協同組合では不十分である。どこが不十分であるかという、今言つたように出資回數に制限がある。それから發言権が、従来だと一入一票だ、それを是正して行くというものが、今度の法律案の眼点でございます。

○森下政一君 非常によくわかつたです。そうすると恐らく実情は、こういうふうに塩業組合というものができ、出資口數ももつと幅が広くなり、或いは議決権等も六分の一までというようになつて来ると、それなら私も大いに心魂を傾けようというようにな盛り上るという声があるのではありません、業者に。

○政府委員(今泉兼寛君) この法案は、上からむしろそういうあれを引つ張つたということではなくして、むしろそういった機運が今の中小企業協同組合法で律せられている組合でございますが、組合員の間で體勢としてこれではどうにもならん、もつとこういつたふうに変更してもらへば、我々ももつと熱意を持つてやれるのだが、是非改めてくれという下の声に依つて介添役として、これを中央に塩業組合協議会というのがございます、それが中核となりまして、公杜のほうに要求し、公杜側から大蔵省に要求してこの法案が生れた。こういう次第でございます。○委員長(大矢次郎君) 本日はこれを以て散會いたします。

午後三時三十六分散會